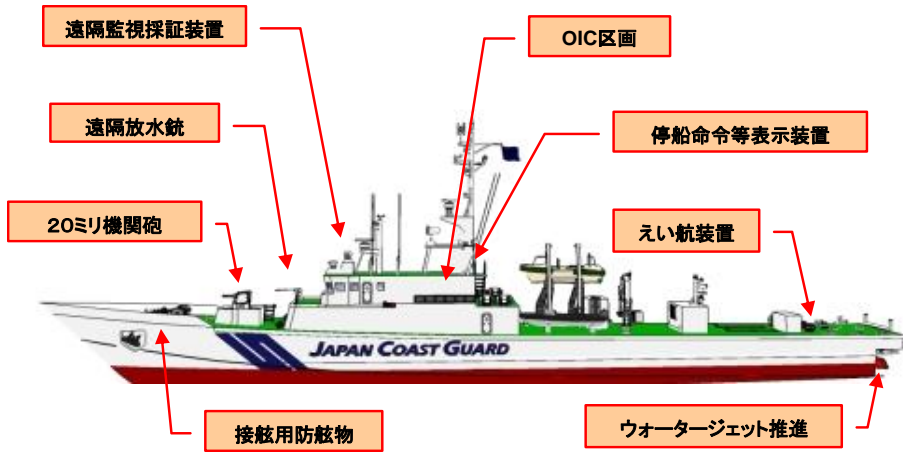


巡視船艇整備事業 評価書

平成26年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	中型巡視船(PM型)2隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	山崎 壽久		
事業内容	中型巡視船(PM型)2隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	平成27年度	完了	平成29年度	
総事業費(億円)	約72億円				
運用開始年度	平成29年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役				
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
(1)必要性・緊急性	<p>①PM型巡視船整備の必要性 (1)海難救助や海上犯罪取締りといった普遍的な海上保安業務は、全ての巡視船艇に共通する基本的な業務であるが、中型巡視船(PM型)(以下「PM型巡視船」という)は、事案が集中する我が国沿岸海域(距岸24海里)で発生する海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の業務を担っており、各種事案が発生した際には、これに即応する主力船型であり、全国的な業務ニーズ、海域特性及び船艇基地の特性や気象・海象条件等を総合的に勘案し全国の海上保安部署に配備しており、各種事案に的確に対応するための装備を強化し、荒天下航行能力等に優れた船型を整備する必要がある。</p> <p>(2)国土強靱化、防災・減災に対する当庁の取組みとして、発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層的確に実施するため、緊急時対応のための巡視船艇の体制整備を着実に進める必要がある。</p> <p>(3)安全保障法制の整備等に関する閣議決定を踏まえ、我が国周辺海域における不法行為、不審事象を早期に発見し、迅速かつ機動的に対応し、領海警備に係る体制を強化する必要がある。</p> <p>②PM型巡視船整備の緊急性 PM型巡視船は、昭和50年代に就役したもので、老朽・旧式化が著しいほか、荒天下航行能力や高速性に劣り、操縦性能等に難があるため、緊急時の現場進出能力の不足、事案対応時の追尾捕捉能力の不足等があり、現場における事案対応が非常に困難な状況となっている。</p>				
(2)事業の効果	<p>本事業でPM型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。</p> <p>① 耐航性・動揺安定性、速力性能及び操縦性能等の船体性能を得ることが出来る。 船体の大型化、ウォータージェット推進</p> <p>② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。 遠隔監視探証装置</p> <p>③ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる制圧能力を得ることが出来る。 20ミリ機関砲、遠隔放水銃、接舷用防舷物</p> <p>④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。 停船命令等表示装置</p> <p>⑤ 情報処理能力を得ることが出来る。 OIC区画</p> <p>⑥ 中型船を曳航可能な能力等を強化することが出来る。 えい航装置等</p>				
(3)主たる効果の抽出	<p>整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。</p>				
事業の総合評価 (第三者(外部有識者)委員会の意見等)	船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。				

【中型巡視船(PM型)】



【中型巡視船 (PM型) の老朽化状況】

